

## 再 評 価 書

箇所名	明神滝	事業名	治山事業	課名	治山林道課
事業概要	工期 (下段当初)※	H20年～H36年	全体事業費 (下段当初)※	875百万円 (負担率：国50：県50)	
		H20年～H29年		914百万円 (負担率：国50：県50)	
<b>事業目的及び内容</b>					
<p>本地区は、三重県から和歌山県に広がる紀伊山地の中腹、標高250m～400mに位置し、年間の降水量が3,000mmを超える多雨地域であることから、侵食が著しいため、険しい地形が多く見られる。</p> <p>本地区では、平成19年7月台風4号の豪雨により、約2.0haの大規模な地すべりが発生した。地すべり発生箇所の中腹部を横断している「熊野古道伊勢路」の一部に亀裂や段差が発生し、末端部を横断している林道阪本神木線の法面の崩壊、路側擁壁の傾倒、水路の破断、路面の隆起が発生し、通行不能となった。</p> <p>そのため、三重県では平成20年度より地すべりの安定化と荒廃山腹の復旧を目的として山腹工A=2.0 ha (排水ボーリング工、グラウンドアンカー工、排土工)、谷止工1基の工事に着手している。</p> <p>なお、「熊野古道伊勢路」は世界遺産に認定されており、工事による景観上の影響を最小限とする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な工事内容：排水ボーリング工60本、グラウンドアンカー工44本、排土工15,638m<sup>3</sup>、鉄筋挿入工876本、法枠工2,229m<sup>2</sup>、谷止工1基</li> <li>・総事業費：875,000千円 (平成19年度評価時点：914,144千円)</li> </ul>					
<b>事業主体の再評価結果</b>					
<p><b>1 再評価を行った理由</b></p> <p>事業採択後、一定期間（10年）を経過した時点で継続中の事業であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第2条（2）に基づき再評価を行いました。</p>					
<p><b>2 事業の進捗状況と今後の見込み</b></p> <p>地下水位を下げるための排水ボーリング工についてはすでに完了し、その結果平時における地すべりの滑動は停止した（安全率1.00以上）。現在は安全率を1.10まで上げるべく、グラウンドアンカー工・排土工に着手している。なお平成29年度末での進捗率は金額ベースで約53%である。</p>					
<p><b>3 事業を巡る社会経済情勢等の変化</b></p> <p>近年異常気象による災害が日本各地で頻発していることもあり、地域住民の降雨災害に関する危機管理意識が高まっている。また、当地すべりブロック内を通る熊野古道の安全な利用を望む声も多く、当事業の早期完了が強く望まれている。</p>					

#### 4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

##### 4-1 費用対効果分析

###### (1) 事前評価時の費用対効果分析の結果

	事前評価（基準年：H19年）
便益 (B)	1,300,591 千円
費用 (C)	841,764 千円
分析結果(B/C)	1.55

###### (2) 今回の費用対効果分析の結果

	区分別評価額	合計
便益 (B)	水源涵養便益 59百万円	993百万円
	環境保全便益 58百万円	
	災害防止便益 875百万円	
費用 (C)	874百万円	874百万円
分析結果(B/C)	1.14	

###### (3) 感度分析の結果

感度分析の結果（±10%）は、B/C=0.94と1.0を下回っているため、以下のとおり今後の対策について検討した。

近隣の土捨場を選択する等、経費のかからない工法を検討・選定し、コスト削減に努めながら早期完了を目指す。

##### 4-2 地元意向

世界遺産「熊野古道伊勢路」が平成31年度に15周年を迎えることもあり、御浜町より、熊野古道と林道阪本神木線が安全に通行できるよう当事業の継続と早期完了が望まれている。

#### 5 コスト削減の可能性や代替案立案の可能性

##### 5-1 コスト削減

排水ボーリング工の結果が当初の想定よりも良好であったため、設計の見直しを行いグラウンドアンカー工のコストを削減した。また、排土により発生する土砂の運搬先について随時検討し、最も経済的な土捨場を選択している。

今後とも、実施年度ごとに経済比較に基づく工法採用や材料選定を実施し、コスト削減に努めていく。

##### 5-2 代替案

地すべり防止計画は、機構調査・安定解析や工法の経済比較等の結果に基づいて策定しているため、現時点において最も効果的な工法を採用しており、代替案はない。

#### 再評価の経緯

再評価の経緯はありません。

#### 事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため、コスト削減と環境配慮に努めながら早期完成を目指し、事業を継続いたしたい。